

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
40	消費者安全法の勧告・命令権限の都道府県への移譲（1件）	1～9
55	産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議の見直し（7件）	10～30
56	緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限の町村への移譲（3件）	31～39
57	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和（1件）	40～43
12	介護保険事業に係る規制緩和（2件）	44～52
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲（1件）	53～57
15	社会医療法人の認定要件緩和（2件）	58～62
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲（6件）	63～86
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和（1件）	87～92

※提案募集検討専門部会における議論等を踏まえて各府省第2次回答の内容が変更されることがあり得る。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第2次回答

重点事項通番: 40

管理番号	745	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲				
提案団体	東京都				
制度の所管・関係府省	内閣府(消費者庁)				

## 求める措置の具体的内容

消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付与及び報告徴収対象の拡大をすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

### 【現在の制度】

平成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5項第3号に規定する財産に関する事故等が発生した場合における報告徴収・立入調査の権限が、当該自治体の同意を前提に地方自治体に委任されることになった。

### 【制度改正の必要性】

現在、地方自治体は、報告徴収・立入調査を行うことはできるが、勧告・命令の権限が国に留保されており、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応の妨げになっている。

例えば、都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すき間事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することになり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。

そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。

また現在、地方自治体が報告徴収等を行うことができる対象は、当該地方自治体の区域内に所在する事業者に限られている。このため、都民が被害にあっても都外の事業者であれば対応することができないことから、その対象を当該地方自治体の区域外に所在する事業者まで拡大していただきたい。

これにより、調査から事業者処分まで一貫した迅速な対応が可能となり、消費者の財産被害の拡大を防止することで、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に繋がる。

## 根拠法令等

消費者安全法第40条、第44条、第45条  
消費者安全法施行令第9条

## 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

## 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

(詳細は別紙)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

## 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

都において調査等を行い消費者庁に措置要求を行った場合、消費者庁で事実関係の確認や当該事案が「すきま事案」に該当するかどうかについて再検証を行うため、時間を要することとなり、その間に消費者被害が拡大することが懸念される。さらに、事業者が所在不明になること等により、勧告・命令等にまで至らないことが懸念される。

よって、消費者の財産被害拡大防止のための迅速な対応が可能となるよう、権限移譲について引き続き、検討されたい。

## 【区域外への報告徴収の権限等の拡大について】

被害が発生している地方公共団体が立入調査・報告徴収することができず、事業者の所在地ではありながら、被害実態を把握していない地方公共団体が調査を行うことは、効率的ではない。

勧告・命令に係る権限が移譲された際には、区域外への報告徴収等についても実行できるよう、権限の移譲について検討されたい。

## 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、消費者の財産被害拡大防止に係る事業者への対応について、迅速な対応がとれるよう勧告・命令等の権限移譲を講ずるべき。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める

## 重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 消費者庁における勧告命令の実績が少なく、専門的な知見やノウハウの蓄積が不十分である現状では、都道府県への権限移譲が困難であるとのことだが、能力や意欲のある自治体に権限を移譲することが、消費者行政にとって国にとっても自治体にとっても良いことであり、並行権限を付与すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

## 「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る解答欄記載上の留意点

### 【勧告・命令に係る並行権限の付与について】

地方公共団体は、条例により（消費者安全法に基づく措置権限の付与を受けなくても）、商品又はサービスが消費者の財産に被害を及ぼすと考えられる場合に、当該商品又はサービスを供給する事業者名等の公表や、当該商品又はサービスの供給の中止等の勧告等の措置を講じることができると考えられる。（本要望の提案主体である東京都においても、東京都消費生活条例に、「知事は、商品又はサービスがその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうこととなり、又は身体に危害を発生させ、若しくは発生させることとなると認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、当該商品又はサービスを供給する事業者に対し、その製造若しくは販売又は提供を中止すること、製造又は提供の方法を改善することその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。」（第 12 条）という規定を設けているところ、財産被害に係る事案について、同様の規定を設けることは禁止されていないと考えられる。（他の地方公共団体において規定例が存在すると認識。）

また、消費者安全法第 44 条においては、都道府県が消費者庁に対して消費者安全法に基づく具体的な措置の実施を要請することができる旨規定されている。本条は地方の知見を国の施策に反映するために設けられたものであり、地方公共団体が勧告・命令を直接行わずとも、本条の規定を活用することにより、地方公共団体の発意に基づく措置を行うことは可能である。しかし、本条に基づく措置要請の実績はまだ「ゼロ」という状況にある。

現行の消費者安全法に基づく勧告・命令については、同法第 12 条の規定により消費者事故等の情報が消費者庁に一元的に集約されることを受けて、内閣総理大臣が国の事務として一元的に行使用することとされているところであり、権限の移譲の必要性の検討に当たっては、まずは消費者安全法第 44 条に基づく措置要請における対応の状況を考慮する必要があると考えられる。

消費者安全法の勧告・命令は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く、いわゆる「隙間事案」であることが要件であり、当該判断のためには、事業者と消費者との取引内容を個別事案ごとに調査し、他の法律の規定に基づく措置の有無について、関係する可能性があると考えられる法律の所管庁への確認が必要となる。地方公共団体が、同法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令を実施することとする場合には、地方公共団体において、事案ごとに関係する可能性がある法律の所管庁への確認を行うことが必要となる。

命令については、事業者に対する影響の重大性にかんがみ、命令をしようとするときは、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならないとされており（同法第 40 条第 7 項）、地方公共団体が同法の規定に基づく命令を行うこととする場合には、地方公共団体が消費者委員会の意見を聴くこととするのかなど、命令に当たっての手續について検討が必要である。

また、消費者安全法の財産被害に係る執行状況については、平成 25 年 4 月に関係規定が施行されてから、まだ 1 年 4 か月強しか経っておらず、平成 26 年 7 月末現在までに勧告 2 件を実施したのみであり、国においても勧告・命令権限の執行状況が乏しい状況にある。

このように、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与の検討に際しては、消費者委員会及び関係法令所管庁の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があるものと考えられる。

加えて、現在、消費者安全法に係る権限として地方公共団体に委任している報告徴収・立入調査については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。同法施行令第9条第2項により、報告徴収・立入調査権限を委任する場合には、あらかじめ当該地方公共団体の長の同意を求めなければならないとされているところ、財産被害に係る事案に関する報告徴収・立入調査権限を受任している団体は、平成26年7月末現在43（32都道府県、11政令市）にとどまっており、権限を受任可能な全ての地方公共団体において行われている現状にはなく、さらに、受任した地方公共団体においてこれまでに報告徴収・立入調査権限を行使した実績はまだ「ゼロ」という状況である。消費者安全法に基づく多数消費者財産被害事態に係る勧告・命令権限を地方公共団体に付与することとすると、報告徴収・立入調査権限の委任は法定受託事務のメルクマールに該当せず、自治事務との位置づけとなると考えられるが、上記のような消極的な現在の受任状況や権限行使の実績を踏まえると、少なくとも現時点では、報告徴収・立入調査権限の受任の同意をいただいている地方公共団体の意見も含めた慎重な検討を行う必要があると考えられる。

以上のとおり、消費者安全法に基づく勧告・命令権限の地方公共団体への付与にあたっては、消費者安全法に基づく措置要請の運用状況、国による消費者安全法に基づく勧告・命令の執行状況、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

#### 【地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大】

消費者の財産被害に係る事案に関する立入調査及び報告徴収については、条例に基づき、消費者安全法に基づく権限によらずに、地方公共団体独自の取組として行うことは可能であると考えられるところである。（地方公共団体によっては当該地方公共団体の区域外に存在する事業者等への権限行使を認めているものも存在すると認識。）

また、地方公共団体が受任する報告徴収・立入調査権限（第45条）については、「国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの」という法定受託事務のメルクマールにあたるものとして整理されている。

すなわち、現行制度においては、地方公共団体では勧告・命令権限を行使しないことを前提に、国が行う勧告・命令の前置手続として権限を委任しているところであり、例えば、複数県にわたる事案の場合には、それぞれの県で立入調査等を行い、消費者庁がそれらを総合して必要な措置をとることを想定しているものである。東京都の提案は、地方公共団体が勧告・命令権限を行使

することを前提に、自治事務としての区域外への報告徴収・立入調査権限の移譲を求めているものと考えられるが、勧告・命令権限の地方公共団体への付与が困難であるのは上述のとおりである。(ただし、法定受託事務の範囲内で、より迅速な報告徴収・立入調査を実施するため、地方公共団体に区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することまでをも否定しているものではない。)

加えて、財産分野に係る報告徴収・立入調査権限を受任した地方公共団体(32都道府県、11政令市)による報告徴収・立入調査権限の行使は「ゼロ」という状況であり、少なくとも現状において制度変更を行う必要性があるかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

このように、消費者安全法に基づく報告徴収・立入調査権限の地方公共団体区域外への拡大にあたっては、勧告・命令権限の付与と同様、地方公共団体による報告徴収・立入調査権限の受任状況に鑑み、適切と認められる時点で検討を進めていく必要があると考えられる。また、検討に際しては、法制的な観点からの妥当性を含め、関係府省庁及び他の道府県を含む地方公共団体の意見を聞き、同意を得ながら進めていく必要があると考えられる。

## 1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要する。

## 【実態面での検討・整理が必要な事項】

(1) 都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、まずは都道府県に立入調査・報告徴収の権限を受任していただき、受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請を積極的に活用していただく必要。

(2) 勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、都道府県が行う場合には、当該都道府県が関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなるため、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要。

(3) 手挙げ方式で権限付与を行った場合には、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化するほか、他の消費者関係法では、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要。

## 【法制面での検討・整理が必要な事項】

(1) 勧告・命令については、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要。

(2) 命令については、事前の消費者委員会の意見聴取の手続が規定されているところ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要。

## 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要。

ただし、勧告・命令権限の付与と独立して、希望する団体に対し、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。

(別紙あり)

## 「管理番号 745 消費者安全法に基づく勧告・命令等の権限移譲」に係る第 2 次回答

### 1 勧告・命令に係る並行権限の付与について

消費者庁には出先機関がないことや、消費者に身近な行政機関である都道府県の役割を踏まえると、消費者安全法の財産分野に関する勧告・命令を都道府県が行えるようにするとの方向性について反対するものではない。

ただ、実際の権限付与に当たっては、以下のとおり、実態面・法制面で検討・整理すべき事項が多くあり、その整理には相応の期間を要すると考えられる。

#### 【実態面での検討・整理が必要な事項】

- (1) 現在、都道府県への報告徴収・立入調査権限の委任について、すべての都道府県が受任しているわけではなく、受任している団体においても権限行使の実績がないことから、都道府県における業務執行体制の整備が必要ではないかと考えられる。また、消費者庁による勧告・命令も制度施行から 1 年半程度でまだ実績が乏しく、都道府県において勧告・命令を円滑に実施するためには、運用手順の明確化が必要と考えられる。

これらの課題の解決には相応の期間を要すると考えられるが、それを加速するためにも、

- ①まずは、都道府県に立入調査・報告徴収の権限について受任していただき、
- ②都道府県に受任している報告徴収・立入調査や国に対する措置要請（消費者安全法第 44 条）を積極的に活用していただく

ことにより、課題をクリアした上で権限付与を行うことが望ましいと考える。

- (2) 消費者安全法の勧告・命令は、「隙間事案」が対象であり、当該判断のためには、事案の内容を踏まえ、他の法律に基づく措置の有無について、可能性がある法律を所管する府省庁への照会が必要となる。都道府県が勧告・命令を行う場合には、当該都道府県が、個別事案の内容を踏まえ、関係する可能性がある法律を所管する省庁への照会を行うこととなる。

このように、勧告・命令については、消費者庁以外の府省庁とも密接に関係するため、勧告・命令権限の付与に当たっては、消費者庁のみならず関係府省庁からも意見を聴取し、理解を得る必要がある。

- (3) 手挙げ方式による勧告・命令権限の付与については、消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令の対象となる多数消費者財産被害事態は、地域ごとに発生・拡大のおそれに特に差異があるものではなく、地域の特性に応じて異なる運用体制をとる必要性・合理性が小さいと考えられる。手挙げ方式で権限付与を行った場合には、手挙げを行った都道府県においてのみ国と都道府県の複数の主体から勧告・命令を行い得ることとなり、勧告・命



令に関する運用手順が十分に明確化されていない現状においては、国と都道府県の間あるいは複数の都道府県の間での役割分担・連携体制が複雑化し、適当でないと考えられる。

また、景品表示法や特定商取引法といった他の消費者関係法では、事業者に対する措置権限について、権限付与の環境が整った段階で全国一律に権限付与を行っており、手挙げ方式による権限付与については、他の消費者関係法と比較し、特に手挙げ方式を採用することが必要である理由について検討・整理を行う必要があると考えられる。

#### 【法制面での検討・整理が必要な事項】

消費者安全法の勧告・命令は、消費者庁が消費者事故等の情報を一元的に集約・分析することとされている（消費者安全法第 12 条、第 13 条）ことを踏まえ、消費者被害の発生又は拡大の防止のための他の法律に基づく措置がない、いわゆる「隙間事案」に対する措置として定められているものである。

このような勧告・命令の位置づけに照らし、都道府県への権限付与については、以下のような点について検討・整理が必要と考えられる。

(1) 消費者安全法の財産事案に係る勧告・命令については、個別の規制権限が存在しない場合に補充的かつ一般的に認められる規制権限であり、消費者安全法において明確な行為規範（特定の行為の禁止等）を法律で設定しておらず、あまねく全ての商品・役務・権利その他を対象に法律違反の事実があることを要件とせず、被害の重大性を要件として取引の取りやめ等を勧告・命令するものであって、他の分野には例がないものである。このため、消費者事故等の情報を一元的に集約・分析（消費者安全法第 12 条、第 13 条）しており、被害の拡大状況等を詳細に把握し、勧告等の必要性を的確に判断することができる消費者庁に認められているものであるところ、消費者庁に認められた権限と同等の勧告・命令権限を都道府県に付与することが可能かについて検討・整理が必要であると考えられる。

(2) 消費者安全法の財産事案に係る命令は、勧告を受けた事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときに、勧告に係る措置をとるべきことを命ずるものである。

この命令については、その効果の重大性にかんがみ、より慎重な手続を経るべく、命令をしようとするときは、「あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない」（消費者安全法第 40 条第 7 項）との手続が規定されているところ、上記（1）のような制度の位置づけを踏まえ、都道府県が命令を行う際にも消費者委員会の意見を聞く手続が必要であり、消費者委員会の理解を得ることが必要と考えられる。

## 2 地方公共団体の区域外への報告徴収権限等の拡大について

都道府県への勧告・命令権限の付与と併せて区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、上記の勧告・命令権限の付与の検討・整理を踏まえて行う必要がある。

ただし、現行制度においても勧告・命令の前置手続として手挙げ方式により都道府県等に当該都道府県等の区域内での報告徴収・立入調査権限を付与しているところ、より迅速な報告徴収・立入調査の実施のため、勧告・命令権限の付与とは独立して、希望する団体に対し、当該団体の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止のために必要な範囲で、区域外への報告徴収・立入調査権限を付与することについては、特段の支障はないと考えられる。